

横浜市杉田地区センターをご利用のみなさまへ

## ポイントカード製の導入について【お知らせ】

いつも当地区センターをご利用くださいます、ありがとうございます。

この度、当地区センターでは平成31年2月ご利用分より、ポイントカード制を導入することにいたしました。指定の時間帯に指定のお部屋をご利用された場合に限り、ポイントを付加いたします。ポイント付加条件、特典等詳細につきましては、以下の通りとなります。

みなさまのご利用をお待ちしております。

### 【付加条件】

- 対象となる部屋: 料理室、和室2、集会室A・B、工芸室
- ご利用時間区分

#### 午後②

料理室 13:00～15:00 又は 15:00～17:00

和室2、集会室A・B、工芸室 15:00～18:00

#### 夜間

料理室 17:00～19:00 又は 19:00～21:00

和室2、集会室A・B、工芸室 18:00～21:00

- 同一団体が対象となる部屋を上記利用時間区分で1コマ利用された場合、1利用日につき、1ポイントお付けします。

### 【特典】

- 8ポイントたまりましたら、上記対象となる部屋の午後②か夜間の利用料を、1回1コマ無料といたします。

### 【その他】

- カードを紛失等された場合、ポイントは失効します。
- カードをお部屋利用時にご提示いただいた場合に限り、押印いたします。
- 複数枚のカードを合算することはできません。
- 現金とのお引換えはできません。
- 無料でお部屋をご利用の場合は、ポイントはつきません。
- カードの有効期限は、発行日より6か月です。
- 利用料が減免の団体は対象外です。

以上

尚、ご不明な点がございましたら、地区センター職員へお尋ねください。

平成30年11月30日

横浜市杉田地区センター 館長